

令和5年度 建設業取引適正化推進期間における講習会

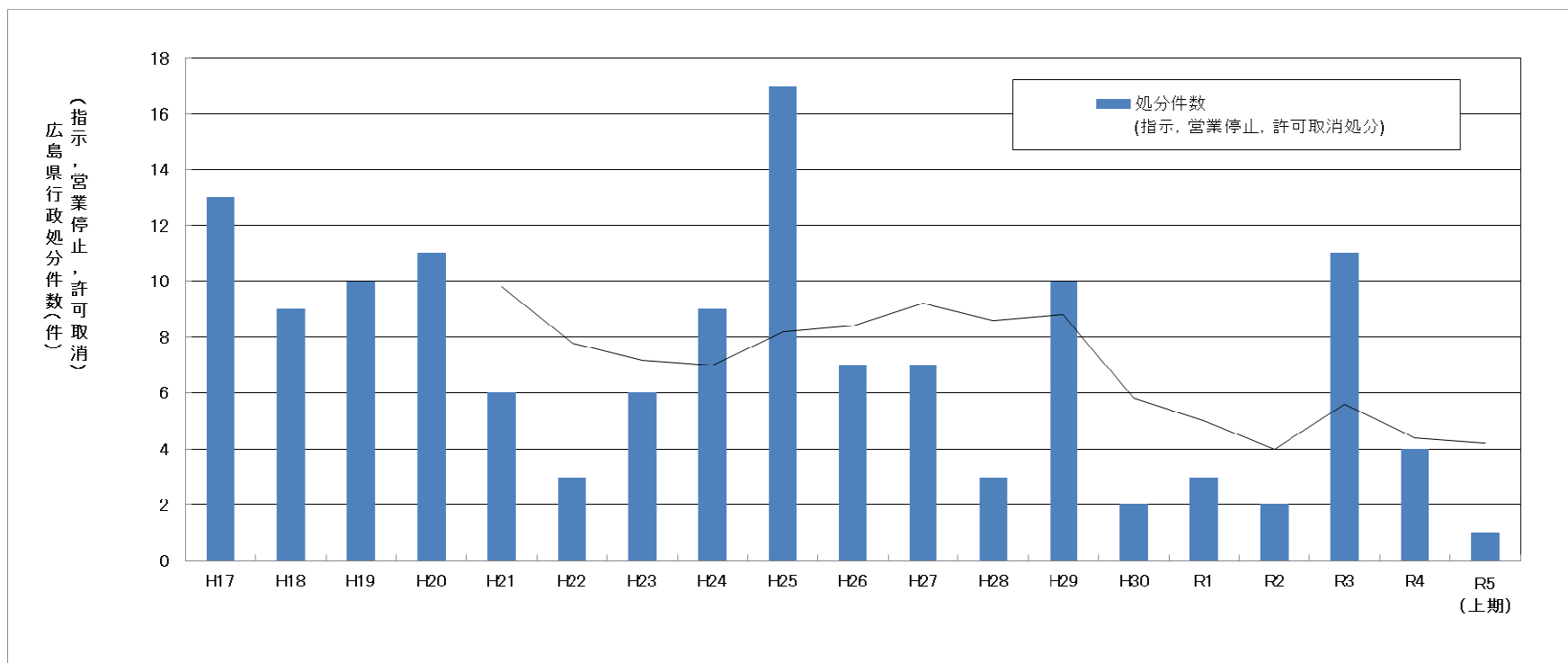
建設業法違反事例について

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業G

広島県の建設業法違反による行政処分件数

行政処分件数は、減少傾向、令和4年度は4件、令和5年度上期は1件行政処分を行った。

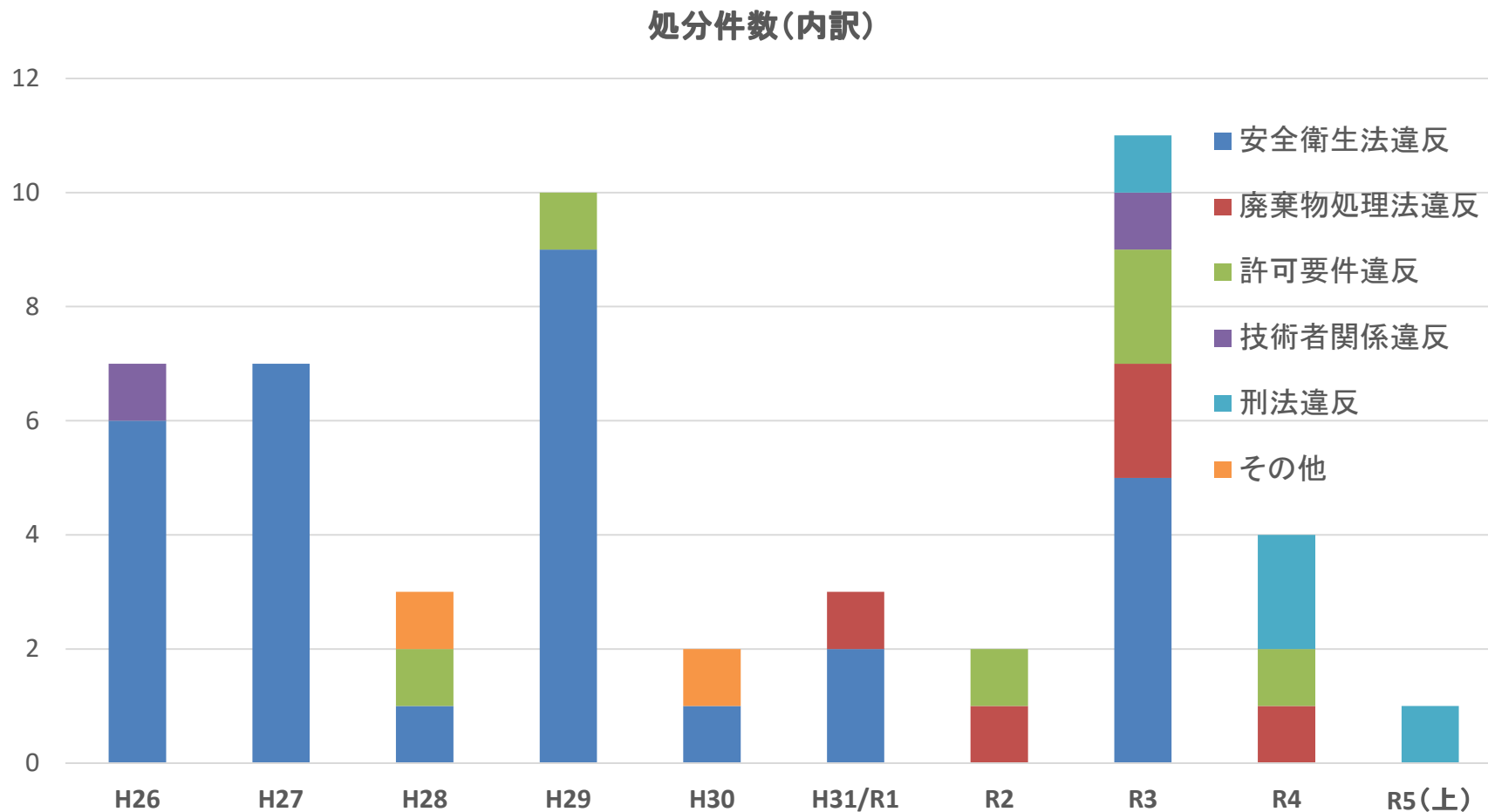
平成17年度から令和5年度（上期）までの行政処分件数の推移



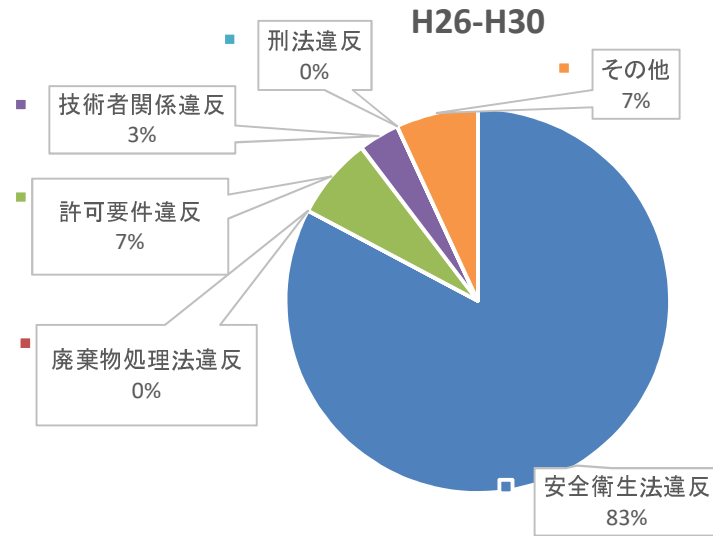
平成17年度から平成30年度の処分件数	平均約8件
最近5年間(R1年度～R5上年度)の処分件数	平均約4件 ↓
令和4年度の処分件数	4件
令和5年度 9月末時点の処分件数	1件

広島県の建設業法違反の内容

従来は労働安全衛生法違反による指示及び営業の停止が多数を占める。
近年は、廃棄物処理法違反、許可要件違反、刑法違反などである。



広島県の建設業法違反内容の推移



減少した違反

**安全衛生法違反
83%→33%**

増加した違反

廃棄物処理法違反

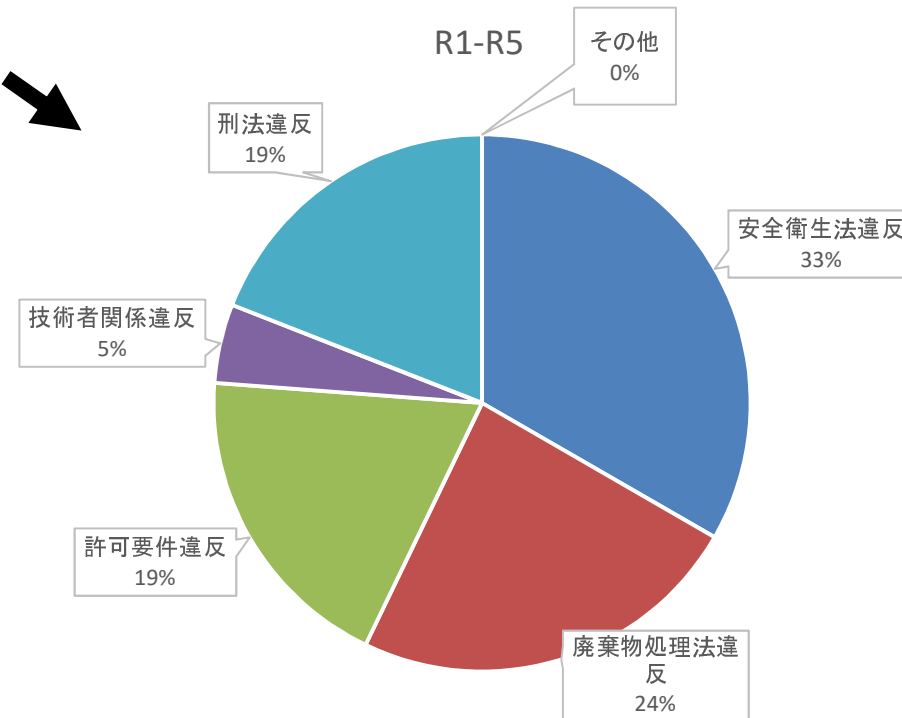
0%→24%

刑法違反

0%→19%

許可要件違反

7%→19%



建設業法違反事例【令和4年度～令和5年度上期】

令和4年度～令和5年度上期は5件発生、建設業法第28条(指示及び営業の停止)、29条(許可の取消し)に基づく行政処分を行った。
処分内容は広島県のホームページで公表しており、報道に情報提供している。

【刑法違反】

3件発生、贈賄、公契約関係競売等妨害。

→これらの違反は長期の営業停止になり、社会的制裁も受けることを認識し法令順守をお願いします。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反】

1件発生、産業廃棄物の不法投棄。

→同法の違反については、令和4年6月より処分が厳しくなっていることを認識した上で、今までと同様に法令遵守をお願いします。

【許可要件違反】

1件発生、許可申請時に刑罰の申告なく欠格要件となっている。

→処分として営業許可取消となるため、許可申請時に十分に注意して下さい。

建設業法違反事例の傾向

令和4年度～令和5年度前半は、従来の労働安全衛生法違反に加え、刑法違反や廃棄物処理法違反と内容が増えてきている。

刑法違反、特に談合・贈賄等は60日～1年と長期間の営業停止となり、会社の存続にも関わる。また、廃棄物処理法違反の監督処分は役員の場合が7日以上から15日以上に、それ以外の場合が3日以上から7日以上の営業停止処分と厳しくなっている。

**これまで以上に建設業法、関係法令の遵守にご協力
よろしく申し上げます。**

建設産業課 | 広島県

広島県知事が行った建設業法に基づく監督処分情報等

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課 > 広島県知事が行った建設業法に基づく監督処分情報等

広島県知事が行った建設業法に基づく監督処分情報等

印刷用ページを表示する 掲載日：2023年9月11日

監督処分情報（過去5年間）

処分年月日	業者名	処分内容	詳細
R5.8.25		営業停止	PDF(60KB)
R4.8.8		許可取消	PDF(39KB)
R4.8.8		営業停止	PDF(51KB)
R4.5.18		営業停止	PDF(59KB)
R4.4.4		営業停止	PDF(61KB)
R4.3.14		営業停止	PDF(77KB)
R4.2.28		指示	PDF(88KB)
R3.12.23		営業停止	PDF(113KB)
R3.11.15		許可取消	PDF(103KB)
R3.11.15		営業停止	PDF(129KB)

この記事を見ている人はこんなページも見えています

- ① 行政処分情報（過去5年間） - ecoひろしま～環境情報サイト～
- ② 広島県の行政処分等について - 広島県の行政処分について
- ③ 宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分について
- ④ 広島県報は、条例、規則その他重要な事項を県民の皆さんにお知らせするために、広島県が配信している公報です。 - 広島県報
- ⑤ 建設業の許可制度について

広島県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準改正

廃棄物処理法違反に対する監督処分の厳罰化はすでに令和4年度に実施済。

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)が令和5年5月26日に施行されたことに伴い監督処分の基準も同法違反について監督処分の対象となった。

建設産業課ホームページ

宅地造成及び特定盛土等規制法違反

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/kantokushobunkijunkaisei-20220601.html>

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

